

芽室町地域包括支援センター運営業務 プロポーザル審査委員会

報告書

令和3年10月

1 審査委員会の実施目的

保健医療の向上及び増進を包括的に支援することを目的とした芽室町地域包括支援センターは、平成19年から芽室町職員直営により開設し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行っている。

少子高齢化社会に伴い独居、高齢者世帯、認知症高齢者の増加、生活課題の多様化などニーズが変化している。また町の専門職員の維持が困難であること、ケアプランの増加に対するマンパワーの不足等がある。

今後は、町が介護予防の推進や早期からの支援相談体制を強化するとともに、民間活力と協働して地域全体で福祉の向上を目指すため委託することとし、最も適した事業者を選定することを目的に公募型プロポーザルを実施した。

2 審査委員会の設置

審査に当たっては、芽室町地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会設置要綱を制定し、審査を行った。

審査委員会名簿

役職	氏名	分野・所属
委員長	佐野 寿行	芽室町副町長
委員	鈴木 智広	帯広信用金庫芽室支店長
委員	宮部 恭子	十勝総合振興局社会福祉課主幹兼子ども子育て支援室長
委員	佐藤 剛利	あおばクリニック院長
委員	三上 真紀子	公立芽室病院地域連携室副室長
委員	村上 哲也	芽室町国民健康保険運営協議会会長 芽室町保健医療福祉協議会 高齢者・介護部会委員
委員	辻 勇	被保険者

3 事業者選定までの経過

(1) 第1回審査委員会（令和3年7月1日）

時間：18：30～20：25

場所：芽室町役場2階会議室7

内容：委員委嘱、募集要領及び要求水準書の審議

(2) 文書審議（令和3年7月6日）

内容：第1回審査委員会の審議における実施要領修正案の確認及び決定

(3) プロポーザル公告（令和3年7月16日）

公募開始及び申込受付期間 令和3年7月16日～8月31日

申込者数：3事業者

(4) 質疑受付及び回答

3事業者から合計5件の質問書の提出があり、回答及び公表。

(5) 資格確認結果通知（令和3年9月2日）

応募申込書の提出があった3事業者について、事務局にて参加資格を審査し、第1次審査（書類審査）通過結果を通知するとともに、第2次審査の案内を通知した。

(6) 第2回審査委員会（令和3年9月22日）

時間：15：00～17：55

場所：芽室町役場2階会議室7・8

内容：非公開により、事業者から対面式によるプレゼンテーションを受けた後、質疑応答を行い、全委員の評価点の平均点を算定し、合計評価点による順位を確定、委員会として優先交渉権者（受託候補者）と次点者を選定した。

4 評価基準及び審査結果

(1) 評価基準

①提案価格以外の評価基準

評価	配点
提案の内容が特に優れている	5
提案の内容が優れている	4
提案の内容が普通である	3
提案の内容が劣っている	2
提案の内容が極めて劣っている	1

・絶対評価で審査し、各項目における全委員の平均点を得点として採点した。

・評価項目のうち業務内容の項目については、配点に係数（2×）を乗じて採点した。

②提案価格の評価

提案価格については、最も低い価格を提案した事業者を満点とし、他の事業者については、次式により配点した。（小数点第2位以下を切り捨て）

$$5 \text{点} \times \frac{\text{最低見積額}}{\text{当該事業者の見積額}}$$

(2) 参加者

応募期限までに3事業者から参加申込及び応募書類の提出があり、資格審査の結果、いずれも要件を満たしていた。

(3) 審査結果

優先交渉権者（受託候補者）：社会福祉法人 慧誠会 (A)

次点者：社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会 (B)

※ A：社会福祉法人 慧誠会

※ B：社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会

項 目		配点	得点	
			※A	※B
運営に関する基本方針	法人の理念・運営方針	5	3.8	3.4
	地域包括ケアシステム構築に向けた地域包括支援センターの役割	5	3.7	3.7
	公平性・中立性の確保	5	3.4	3.4
人員体制	3職種および確保、チームアプローチ（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）	5	3.8	3.7
	相談支援業務・居宅介護予防支援・居宅介護支援（ケアプラン作成）の経験のある職員配置	5	3.5	3.7
	職員の資質向上・専門性の向上に向けた取組	5	3.4	3.2
業務推進体制	個人情報保護の取扱い	5	3.1	3.0
	緊急時及び業務時間外の相談体制	5	3.2	2.8
	苦情受付の体制	5	3.1	3.0
業務内容	総合相談支援業務	10	8.2	8.0
	権利擁護業務	10	7.1	7.4
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	10	8.0	7.1
	介護予防ケアマネジメント（ケアプラン作成）	10	7.4	6.8
法人の状況	法人の事業実績	5	3.0	3.0
	法人経営の安定性・継続性	5	4.0	4.0
事業費	見積額	5	4.9	5
合 計		100	73.6	71.2

5 講評

芽室町地域包括支援センター運営業務の委託の優先交渉権者の選定にあたっては、運営に関する基本方針、人員体制、業務推進方針、業務内容、法人の状況、要求水準書に基づく事業費に関する提案を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを経て審査を行った。なお、法人経営の安定性・継続性については、専門家の意見を踏まえ、審査を行った。

優先交渉権者に選考された社会福祉法人慧誠会の提案は、利用者の権利と尊厳を何よりも優先し、共生社会を目指す理念に基づくものであった。

高齢・児童・障がい縦割りになりがちな相談支援体制を、高齢者のみならず家族全体を視野に、家族が抱える様々な課題をワンストップとして相談対応を機能させるものであった。

また、関係機関と連携し支援すること、支え合いの地域づくりの工夫など、高齢者や地域に寄り添った支援を考慮した提案であった。

各項目に関して得点が高く、特に業務内容の項目において評価が高く、今後の芽室町地域包括支援センターの業務に期待できる内容であった。

次点者である社会福祉法人芽室町社会福祉協議会の提案は、地域住民・福祉組織・関係者の協働による、町民と共に地域福祉を推進する中核的な団体で、公益性・公共性の高い中立的な民間非営利団体としての提案であった。

また、アウトリーチを両輪で推し進め、地域福祉活動の中で早期発見や予防に取り組めることを強みとし、相談が寄せられやすいネットワークの構築を目指す魅力的な提案であった。

審査結果が示すように、優先交渉権者との差は僅差であり、総じて意欲的な提案として評価されたが、総合的な評価としては優先交渉権者の提案には及ばなかった。

最後に、本プロポーザルに参加され、真摯に努力いただいた関係各位に、心より感謝の意を表します。

芽室町地域包括支援センター運営業務プロポーザル審査委員会
委員長 佐野 寿行